

「週休2日適用工事（現場閉所）」特記仕様書

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日（現場閉所）に取り組む旨を協議した上で工事を実施する「週休2日適用工事（現場閉所）」受注者希望方式の対象案件である。なお、通期の週休2日（現場閉所）について、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

通期の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態）を前提に、補正対象経費に通期の週休2日補正係数を乗じて予定価格を作成している。

受注者は、『「週休2日適用工事（現場閉所）」（令和7年4月）実施要領』に基づき、月単位の週休2日（現場閉所）の取り組みの有無を工事着手前に、監督員と打合せ簿により協議するものとする。

現場閉所の達成状況により、月単位を希望して月単位の4週8休以上を達成した場合は、月単位の週休2日補正係数に設計変更する。月単位を希望して月単位の4週8休に満たない場合、月単位を希望せずに月単位の4週8休以上を達成した場合は、通期の週休2日補正係数のままとする。通期の4週8休に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。